

貴自治体名 豊橋市懇談日時 10月24日() (午前)・午後10時30分～12時00分懇談会場 豊橋市役所東館8階 東80会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2018年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 介護保険・高齢者福祉 担当課(長寿介護課)電話(0532-51-2336)FAX(0532-56-3810)

※回答について、豊橋市の回答によるものと、東三河広域連合の回答によるものが混在しています。

(1) 保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。(東三河広域連合(2017年度実績のみ豊橋市))

() ない

(○) ある → 実施年月(2018年4月) 2017年度実績(17)件(88,128)円

※2018年4月から介護保険者の統合により東三河広域連合が保険者となったため、実施年月日を2018年4月としました。2017年度実績は統合前の市町村における実績です。(2017年度実績は豊橋市の実績)

(2) 保険料の市町村独自の減免について(2018年4月1日現在)(東三河広域連合)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容(第1段階から第3段階まで)

2) 保険料の全額免除はありますか。 (○) ない () ある

3) 資産保有による制限はありますか。 () ない (○) ある

4) 保険料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 (○) ない () ある

5) 申請は必要ですか。 (○) 必要 () 不要

(3) 保険料滞納の状況と処分件数について(2017年度実績)(豊橋市)

1) 保険料滞納者数 (2,291) 件

2) 「償還払い」処分件数 (14) 件

3) 「保険給付の一時差し止め」処分件数 (0) 件

4) 「3割負担」処分件数 (59) 件

5) 「財産差し押さえ」処分件数 (0) 件

(4) 利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。(東三河広域連合)

(○) ない

() ある → 実施年月()年()月 2017年度実績()件()円

(5) 利用料減免の内容を以下についてご記入ください。(2018年4月1日現在)(東三河広域連合)

1) 減免対象の規定(所得段階区分等)の内容 ()

2) 訪問介護利用料の助成割合 ()

3) 居宅サービス利用料の助成割合 ()

4) 施設サービス利用料の助成割合 ()

5) 利用料減免分に対する一般財源からの繰り入れはありますか。 () ない () ある

※2018年4月以降に改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

(6) 特別養護老人ホームの待機者について ※人数は名寄せしてご記入ください。(1)は東三河広域連合、2)は豊橋市)

1) 特別養護老人ホームの待機者(要介護3以上)は、何人ですか。(116)人(2017年3月現在)

2) 要介護1、2の入所者数、待機状態にある人を把握していますか。(2017年9月現在)

() 把握している → 入所者数()人 待機者数()人

(○) 把握していない

※待機者=介護3から5かつ在宅の「入所必要性高い」+「1年以内入所必要」実待機者数の数字。(東三河広域連合算出基準)

(7) 介護給付費準備基金について(豊橋市)

2016年度末の残高(1,659,861)千円 2017年度末の残高(0)千円 ※決算前の場合は見込額

(8) 介護保険における通院時の院内介助について(東三河広域連合) ()認めている ()
認めていない

(9) 住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。(東三河広域連合)

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない

(10) 福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。(東三河広域連合)

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない

(11) 高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。(東三河広域連合)

()実施している → 実施年月日(年 月 日) 2017年度実績()件
()検討中である ()実施の予定がない

(12) 高齢世帯などへのゴミ出し、安否確認、日常生活支援、買い物支援の実施状況をご記入ください。
(豊橋市)

支援内容	実施	事業の主体
ゴミ出し援助	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	(<input checked="" type="radio"/>)自治体 ()新総合事業 ()その他事業 担い手 収集業務課
安否確認・見守り	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	()自治体 (<input checked="" type="radio"/>)新総合事業 ()その他事業 担い手 生活・介護支援サポーター(ボランティア)
日常生活支援	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	()自治体 (<input checked="" type="radio"/>)新総合事業 ()その他事業 担い手 シルバー人材センター
買い物支援	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	()自治体 (<input checked="" type="radio"/>)新総合事業 ()その他事業 担い手 シルバー人材センター

※事業の主体が複数ある場合、代表的な事業をご記入の上、その他事業がわかる資料を添付ください。

(13) 高齢者や障害者への外出支援施策について、該当項目に○印を付し必要事項をご記入ください。
(豊橋市)

地域巡回バス	実施の有無	()実施している (<input checked="" type="radio"/>)していない ()検討中である	
	地域巡回バスの名称		
	利用料	高齢者(歳以上)()円、障害者()円 一般()円、子ども(歳～ 歳)()円	
	その他特記事項		
	2017年度の運行実績		
タクシー代助成	実施の有無	(<input checked="" type="radio"/>)実施している ()していない ()検討中である	
	各対象者の要件及び助成内容		
	対象者	助成要件	2017年度の助成実績
	高齢者	70歳以上の方であって世帯全員が市民税非課税である方(※非課税要件は2018年度から追加)	(28,567)人
障害者	①15,000円分 市内に住所を有する身体障害者手帳所持者のうち下肢、体幹、視覚、内部障害の1級から3級の者、 療育手帳B判定(IQ50以下)以上の者及び精神障害者福祉手帳1級から2級の者	2千円分 (2,351)人 1万5千円分 (3,698)人 2千4百円分 (3,698)人	

	<p>※ただし自動車税、軽自動車税の減免措置を受けている者は除く</p> <p>②2,400 円分</p> <p>①のうち車椅子利用者（介護サービス料金の助成を付加）</p> <p>③2,000 円分</p> <p>市内に住所を有し、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている6歳から69歳までの者</p> <p>※電車・バス福祉回数乗車券 2000 円券の交付を受けたものを除く</p>	
要介護認定者	—	(—)人
高齢者運転免許自主返納者への外出支援の施策	()実施している (○)していない ()検討中である	
	内	

(14) サロン・認知症カフェなど高齢者のたまり場事業の担い手とその内容についてご記入ください。
(豊橋市)

事業の名称	担い手	事業内容	補助金の有無と金額
認知症カフェ	法人職員(施設職員等)	各カフェにより異なる (運営に市の関与なし)	無
お互いさまのまちづくり	地域住民	団体により異なる (運営に市の関与なし)	無

(15) 施設サービス基盤整備(第6期の実績と第7期計画)(第6期豊橋市・第7期東三河広域連合)

	第6期			第7期計画数		
	計画目標数 (2017年度・定員数)	整備実績 (2017年度・定員数)	差	2018年度 ・定員数	2019年度 ・定員数	2020年度 ・定員数
特別養護老人ホーム	1,064	1,081	17	3,099	3,199	3,228
介護老人保健施設	736	736	0	1,638	1,638	1,638
認知症グループホーム	477	477	0	1,152	1,206	1,242
特定施設入居者生活介護事業所	334	334	0	659	659	659

(16) 総合事業における通所サービスで、利用期間制限のあるものはありますか。(豊橋市)

()ある (○)ない その他()

ある場合、

①そのサービスの名称()

②制限期間の数字を入れてください。

・()週間で終了

・()週間後、クール期間()週間を経て継続()週間で終了

(17) 保険者機能強化推進交付金は、インセンティブをつけて自治体間を競わせる考え方です。どのように評価されていますか。(豊橋市)

()賛成

()反対

(○)その他 → (活用できる制度は活用していくことになると考えています)

(18) 地域ケア会議を始めていますか(豊橋市)

(○) はい → 構成メンバーをご記入ください【本人及びその家族、地域住民、福祉関係者、医療関係者、行政職員など、議題により選出】

() いいえ

(19) 地域包括ケアシステムは、確立していますか。(豊橋市)

() 確立している () 準備中 → () 年をめどに

※確立という完成形が無いため判断は難しいですが、現状が現在の地域包括ケアシステムであると考えており、引き続き推進してまいります。

(20) 介護認定者の障害者控除の認定について

1) 認定書の発行枚数(2017年度実績) は (827) 枚(豊橋市)

2) 介護認定者に障害者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。(豊橋市)

() 申請書を送付している → 2017年度(1,715) 件

() 認定書を送付している → 2017年度() 件

() 自動的に送付していない

3) 認定書の発行の要件(豊橋市)

() 介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に該当する

() 介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に該当する

() 介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

() 要介護認定を受けていない者に対しては、医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

() その他、次のような方法で判断している【 】

2. 国民健康保険 担当課(国保年金課) 電話(0532-51-2311) FAX(0532-55-2929)

(1) 国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定 義	2016年度	2017年度	2018年度
保 険 料 ・ 税 率	所得割	旧但し書き額	× (9.19)%	× (9.13)%	× (8.70)%
	資産割	固定資産税額	× (0)%	× (0)%	× (0)%
	均等割	加入者1人につき	26,400 円	27,600 円	22,500 円
	平等割	1世帯につき	54,900 円	53,400 円	42,900 円
1人当たり調定額(平均保険料)			92,683 円	95,714 円	89,081 円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			7,880 円	7,982 円	6,767 円

※2018年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

(2) 保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

当該世帯の擬制世帯主、被保険者及び特定同一世帯所属者に、市民税所得割が課税されていないこと。
住民税において障害者控除や寡婦(夫)控除に該当していて、前年の合計所得金額が125万円以下であること。

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

納税義務者又は被保険者の傷病・失業・事業廃止により生活が著しく困難になり、担税力が喪失したと認められる場合。具体的には当該年前年の総所得が600万円以下で、かつ、当該年の総所得見込額が前年に比べて2割以上減額になる時。

(3) 資格証明書 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。() 交付していない () 交付している → (68) 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

() 必ず面談している () 面談がなくても交付する場合がある () その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どもがいる世帯数・子ども数

世帯数(4) 世帯 内、乳幼児(0)人、小学生(0)人、中学生(0)人、高校生世代(6)人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

() 国の基準どおり実施している

() 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

() 高校生世代以下の子どもがいる世帯

() 障害者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

() 病弱者のいる世帯

() 次の場合は、交付対象から除外している

・こども医療助成制度の対象世帯

・前年度及び当該年度に納付相談等があり、納付確認又は納付約束ができていない世帯

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

特別の事情が正当と認められる場合

(災害、盗難、病気または負傷、事業を廃止または休止、事業に著しい損失を受けた、前記に類する事由があった場合)

(4) 短期保険証 ※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1カ月以内()人 ・2カ月()人 ・3カ月()人 ・4カ月()人
・5カ月()人 ・6カ月(8,497)人 ・1年()人 ・その他

()

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

豊橋市国民健康保険被保険者証の更新時において、前年度第6期以前の保険税に滞納のある世帯

(5) 保険料(税)滞納者への差押えについて(2017年度)【納税課】

1) 差し押さえの基準(基準は設けていないが、納付資力があると認められるにもかかわらず、再三の催告にも納付していただけない場合に差押えの手続きに着手している。)

2) 分納者への対応(滞納者の状況に応じ、できる限り早期の完納に導くように相談指導する。)

3) 予告通知書の発行 (2,287)件

4) 差押え件数 不動産(124)件 預貯金(480)件 生命保険(69)件(内学資保険(0)

件)

その他(69)件(自動車、出資金、給与、年金、証券株式、発電買取料金)

5) 競売による現金化 (5)件

6) 徴収の猶予 申請件数(0)件、許可(0)件

7) 換価の猶予 申請件数(0)件、許可(0)件、職権(0)件

8) 滞納処分の停止 (2,057)件

(6) 国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2018年8月1日現在でご記入ください。

1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (565)人

2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0)人

3) その他()

(7) 国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

1) 一部負担減免制度を実施していますか。

()実施している ()検討中である ()実施の予定がない

※2017年4月以降に制度が改正された場合は、改正された条例・要項を添付してください。

2) 実施している場合、

・生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。

()設けている ()検討中である ()設けていない

・生活保護基準を目安にした減免基準を満たしている場合、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などに該当していても減免の対象となりますか。

()生活保護基準を目安にした減免基準を満たしていれば、減免の対象となる。

()生活保護基準を目安にした減免基準に加え、災害や事業・業務の休廃止、失業などによる収入の減少などの要件を満たす必要がある。

()その他()

3) 相談・申請の実績(2017年度)

・自治体窓口(電話相談なども含む)への相談件数 (0)件 ・申請件数 (0)件

・減免件数 (0)件 ・減免金額 (0)円

(8) 高額療養費について

- 1) 申請勧奨 () 自動払いしている () 申請書を送付している
() 通知ハガキを送付している
- 2) 支払件数(2017年度)
- ・高額療養費支給件数(14,393)件、金額(310,533,706)円
 - ・高額療養費該当者の内、未申請件数(2,966)件、金額(28,980,776)円

(9) 国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 () 公開していない () 公開している
- 2) 運営協議会委員の公募枠 () ない () ある → (2) 人

3. 税の滞納について 担当課(納税課)電話(0532-51-2248)FAX(0532-56-5110)

(1) 滞納整理マニュアルはありますか () ある () ない

(2) 滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2017年度)

- 1) 徴収の猶予について 申請件数(0)件、許可件数(0)件
- 2) 換価の猶予の適用件数 申請件数(0)件のうち許可件数(0)件、職権件数(0)件
- 3) 滞納処分停止の適用件数 (2,120)件

(3) 地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2017年度内に引き継いだ件数) (183)件

※前年度継続分 212 件 合計 404 件

(4) 地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

<p>機構で対処する事案は、東三河広域連合への移管事案となっておりますが、選定基準の原則は、次に掲げる基準に該当するものうちから、機構と東三河広域連合が協議の上で決定しています。</p> <p>1 個人住民税に滞納があり、他の地方税等(法人の市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及びその他の地方税)と併せた滞納額の内、本税額が50万円以上であり徴収が困難と認められるもの</p> <p>2 滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの</p> <p>3 滞納者の住所又は所在地が愛知県内にあるもの</p>

(5) 少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぎますか

() 引き継ぐ () 引き継がない

4. 生活保護 担当課(生活福祉課)電話(0532-51-2698)FAX(0532-56-5134)

※ 生活保護利用者向けの説明パンフレット(生活保護のしおりなど)を添付してください。

(1) 生活保護の申請件数とその保護件数について

2017年度相談件数 (331)件、申請件数 (214)件、そのうち保護開始件数 (190)件

(2) 2018年4月現在の受給世帯数と人数 (1,757)世帯、(2,129)人

(3) 外国人への生活保護制度および申請手続きに関する説明パンフレット等について

- 1) 外国語で生活保護相談者に配布するパンフレットや説明文書を整備していますか。
() ある () ない
- 2) 整備されている言語()
- 3) しおりや説明文書のホームページへの掲載()している () していない
掲載ページアドレス()

※以下は市のみお答えください

(4) 生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(同)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2017年4月現在	20人	1年 3カ月	0人	90世帯	111人
2018年4月現在	20人	1年 7カ月	0人	87世帯	106人

5. 福祉医療など 担当課(こども家庭課) 電話(0532-51-2335) FAX(0532-56-1705)
担当課(障害福祉課) 電話(0532-51-2312) FAX(0532-56-5134)

(1) 子ども医療費助成制度について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

() 変更なし

() 変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) 年 月 日

(変更内容)

(2) 精神障害者医療費助成について、2018年4月1日時点の助成内容と変更している(予定含む)場合、ご記入ください。

() 変更なし

() 変更あり → 変更内容・実施時期をご記入ください。

(変更時期) → (平成 29 年 12 月 1 日) (変更内容) 【通院】 【入院】 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者を対象に、精神科以外の入院に係る自己負担額を無料としました。(これにより全診療科で保険診療自己負担分が無料となりました)

6. 子育て支援策 担当課(こども未来政策課) 電話(0532-51-2382) FAX(052-56-6050)
担当課(こども家庭課) 電話(0532-51-3161) FAX(0532-56-1705)

(1) 「子どもの貧困対策大綱」を受けた、自立支援計画について

- 1) 自立支援計画の有無について () 有 (年 月 策定) () ない
- 2) 自立支援給付金事業について () 実施 (年 月 実施) () 未実施
 2017年度実績 () 件 給付額() 円
 2018年度予算 () 件 給付額() 円
- 3) 日常生活支援事業について () 実施 (年 月 実施) () 未実施
 2017年度実績 () 件 給付額() 円
 2018年度予算 () 件 給付額() 円

- 4)教育・学習支援について ()実施(年 月実施) ()未実施
 2017年度実績 (3)カ所(56)人 実施時期(毎週土曜日)
 2018年度予算 (4)カ所(70)人 実施時期(毎週土曜日)
- 5)NPOなどが取り組む「無料塾」や「子ども食堂」への支援について
- ・「無料塾」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施
 2017年度実績 ()カ所()人、2018年度予算 ()カ所()人
 支援方法()
 - ・「子ども食堂」への支援について ()実施(年 月実施) (○)未実施
 2017年度実績 ()カ所()人、2018年度予算 ()カ所()人
 支援方法()

(2)就学援助

- 1)保護者への広報はどのようにしていますか。
 (○)入学説明会 ()入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報
 (○)その他(学校から児童生徒全員にお知らせ配布、PTA 新聞・就学通知書に記載)
 ※就学援助に関する保護者向けの案内文書を添付してください(昨年と同じ場合は結構です)。
- 2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

平成26年度改正前の生活保護基準額の(1.3)倍を基礎として算出した所得基準額、その他、生活保護に基づく保護の停止及び廃止。

- 3)2018年度生活保護基準引き下げに対して、どのように対応されますか。
 ()就学援助認定基準を引き上げる【2017年度 倍 → 2018年度 倍】
 ()何もしていない
 (○)その他(下欄にご記入ください)

国の通知(平成 30 年 6 月 19 日付厚生労働省発社援 0619 第 3 号)に基づき適切に判断・対応を行う。

- 4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。
 ・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … (2, 254, 000)円
 ・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … (3, 334, 000)円
- 5)申請書の受付先 (○)市町村窓口 ()学校 ()窓口と学校のどちらも可
- 6)民生委員の証明は必要ですか ()必要 (○)不要
- 7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2017年度	2018年度
受給者数	5, 192人	4, 870人
受給割合	16. 4%	15. 23%
支給額	380, 630千円	409, 675千円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
 ※2017年度の支給額は見込み額をご記入ください。

- 8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 (○)現物支給 ()償還払い ()その他
- 9)就学援助の項目について
 (○)学用品費 ()体育実技用具費 (○)入学準備金 (○)通学用品費 (○)通学費
 (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
 (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) ()校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
 (○)日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
 (○)その他(学校生活管理指導費)
- 10)就学援助の入学準備金の支給は、新学期前に実施していますか。
 ()実施している (○)実施する予定(H31年度新中学1年生を対象にH30年度から)
 ()実施しない

(3)学校給食について

- 1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べていますか。(2018年度)
 (○)食べている ()未納者には給食支給を停止している ()その他

※給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助の利用案内 児童手当からの天引き 法的措置の実施

- 2) 給食費に自治体独自の補助を行っていますか。(例:半額補助、第2子以降無料など)
 行っている 行っていない 検討中
 ※行っている場合は、補助内容をご記入ください。

--

3) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	52校	校	校	26校	26校	230円
中学校	22校	校	校	11校	11校	265円

(4) 保育について

- 1) 国が出した処遇改善Ⅱによって貴自治体の民間保育施設の人材確保に効果はありましたか。
 はい いいえ どちらとも言えない
 理由(制度スタート直後であり、実績期間が短いこともあり、効果の判断はできません。)
- 2) 保育士確保ができず、定員まで児童を入所させられない実態はありますか。
 ある → 具体的に()カ園の()歳児で()人
 ない ※保育士確保が出来ないことに限定した具体数は回答できない。多様な理由が複合的にあるため。
- 3) プール活動・水遊びの事故防止について
- ①自治体として監視人員配置の為の何らかの対策を行いましたか(配置の為の人件費補助・実際監視の人を送る・等々…)。
 (平成30年5月2日付で市内の保育施設等にあてて『プール活動・水遊びを行う場合の事故防止の徹底について』の通知を発出している。)
- ②監視人員が配置できず、例年よりプール遊びを縮小した等の実態調査は行いましたか。
 はい いいえ
 行っていれば状況を教えてください。
 ()

7. 障害者施策 担当課(障害福祉課)電話(0532-51-2345)FAX(0532-56-5134)

(1) 障害者手帳の交付数と受給者証の発行数(2017年度)

	身体	知的	精神	難病
手帳交付数	717	115	346	
障害福祉サービス受給者証発行数	766	1,326	774	11

(2) 訪問系各サービスの支給状況について(2018年7月時点)

	支給者数(人)	昨年同月比(%)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	711	127.6	210	36.0
重度訪問介護	6	120	865	236.0
行動援護	16	100	60	25.3
同行援護	54	101.9	129	26.8

※最多支給時間は2018年7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

(3) 地域生活支援事業の移動支援

※最多支給時間は7月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

・支給者数(283)人、最多支給時間数(30)時間、平均支給時間数(17.5)時間

(4) 計画相談支援の7月利用実績 (646)人

・相談支援専門員一人あたり平均担当者数(12.4)人、最大担当者数(不明)人

(5) 介護保険サービスと障害福祉サービスの併給について

1) 併給をしている人の人数(99)人(平成 30 年 7 月 1 日現在) ・対昨年同月比(93.4)%

2) 併給している障害福祉サービスの居宅介護について

平均何時間支給していますか (31.7)時間

3) 介護保険の被保険者が障害福祉サービスを上乘せ利用する場合の条件(いずれかに○)

(○) 介護保険サービスのみで、必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能としている

() 上記に加え、何らかの条件を設けている

※どのような条件があるか、できるだけ詳しくご記入ください。

(例) ・要支援の該当者は、障害福祉サービス上乘せができない。

・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)

・介護保険の要介護度が要介護5の者

・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること 等

(6) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象者数について

・2018年度対象予定者数 (まだ、把握していません。)人、

7月1日現在の支給者数(まだ、把握していません。)人

(7) 国制度に加え、独自の高齢障害者の利用者負担軽減制度の対象要件について

(○) ない () ある(具体的に)

(8) 障害者グループホームについて【H30.4.1 時点】

・グループホーム設置数(70)カ所

・夜間に常勤換算1人以上を配置しているところ GH(70)カ所中(9)カ所

・夜勤体制をとっているところ (23)カ所

・宿直体制をとっているところ (18)カ所

・夜間通報体制をとっているところ (34)カ所

・夜勤体制を複数でおこなっているところ (2)カ所

} 重複あり

(9) 入所施設について

・入所施設設置数 (5)カ所

・設置する施設の入所待機者数 (93)人 ※複数施設の場合は名寄せしてご記入ください。

(10) 県の補助ではなく、自治体独自でグループホームに対する補助

() ある → ある場合どんな補助ですか()

(○) ない

【2】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2017年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、十分な保険者支援を行うことを求める意見書・要望書	年 月 日
	②若い人も高齢者も安心できる年金制度を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険制度の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障害児・者の生きる基礎となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度を守り、拡充を求める意見書・要望書	年 月 日
	②市町村国民健康保険への事業費補助金復活を求める意見書・要望書	年 月 日

*2017年9月以降に【2】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写しを添付してください。

☆ご協力ありがとうございました。